

遠野市市営建設工事について、次により条件付一般競争入札を実施する。

遠野市長 本 田 敏 秋

条件付一般競争入札公告

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 重要文化財千葉家住宅第3期保存修理工事ほか1件

(2) 工事場所 遠野市綾織町地内

(3) 工事概要

ア 重要文化財千葉家住宅第3期保存修理工事

主屋の修理に伴う、仮設工事、一部解体工事、基礎工事、木工事、屋根工事、補強工事。納屋の修理に伴う、仮設工事、解体工事。敷地の外構工事に伴う地盤改良工事。共通仮設工事。

イ 重要文化財千葉家住宅防災施設等工事

主屋ほか6棟（土蔵、石蔵、稲荷社、大工小屋、ハセ小屋、納屋）に伴う、消火設備工事（消火水槽工事含む）、火災報知設備工事、監視設備工事、電気設備工事、消火配管に伴う伐採工事、環境整備等工事、危険石対策工事

(4) 工事期間

ア 重要文化財千葉家住宅第3期保存修理工事

令和6年3月22日まで

イ 重要文化財千葉家住宅防災施設等工事

令和9年3月19日まで

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 10/100以上

4 入札の日時及び場所

(1) 入札日時 令和2年5月21日（木） 午前9時30分

(2) 入札場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室

5 入札参加資格

(1) 令和元・2年度遠野市市営建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）の建築一式工事に掲載されている市内業者で、次に掲げる要件を満たしている者であること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者で、建築工事業に関する特定建設業の許可を有していること。

イ 建築一式工事に係る経営事項審査の結果の総合評定値が800点以上であり、かつ、土木一式工事に係る経営事項審査の結果の総合評定値が850点以上であること。

ウ 神社仏閣、古民家など、伝統的建造物の改修工事等もしくは、在来工法（木造軸組工法）による木造建築物の新築、増築、改築工事で、1棟の延床面積（増築にあつては、増築部分の面積とする）が500㎡以上の建築一式工事の実績を有すること。

(2) 次のア、イに掲げる者について、当該ア、イに定める要件を満たすものを工事現場に配置できる者であること。

ア 監理技術者（建築）

(ア) 常時雇用者で他の工事現場の現場代理人、主任技術者、監理技術者又は専門技術者として配置されていない者であること。

(イ) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、建築工事業に関する

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者。

イ 監理技術者（土木）

- (ア) 常時雇用者で他の工事現場の現場代理人、主任技術者、監理技術者又は専門技術者として配置されていない者であること。
 - (イ) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を受けている者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第 167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 令第 167条の 4 第 2 項各号の規定又は同項後段の規定に該当した後 2 年を経過していない者でないこと。
- (5) 令第27条の23第 2 項の規定による経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から 1 年 7 月）を経過していないこと。
- (6) 現に令第28条第 3 項又は第 5 項の規定により営業の全部又は一部の停止を命ぜられた者にあつては、入札の公告から入札の時までの間に、その処分の期間が経過していない者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加者資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (8) 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日制定。）に基づく指名停止を現に受けていないこと。また、遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領（平成21年遠野市告示第33号。以下「指名停止等措置要領」という。）による指名停止を現に受けていない者であること。
- (9) 1 に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と、資本又は人事面において関連がある者でないこと。

6 設計図書等の閲覧及び貸出し

- (1) 期間 公告の日から入札の前日までの閉庁日を除く日の午前 9 時から午後 4 時までとし、貸出しは当日の 2 時間限りとする。
- (2) 場所 遠野市とぴあ庁舎縦覧ブース

7 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申請を行うこと。

(1) 入札参加申請書類及び提出部数

- ア 遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 2 号） 1 部
- イ 確認書類
 - (ア) 遠野市条件付一般競争入札参加資格確認調書（様式第 3 号） 1 部
 - (イ) 配置予定技術者の雇用関係及び施工経験等を確認できる書類 1 部
 - (ウ) 令第27条の23第 2 項の規定による経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から 1 年 7 月）を経過していないことを確認できる書類 1 部
 - (エ) 同種工事の施工実績を確認できる書類 1 部
- オ 申請書の様式については、遠野市ホームページに掲載していること。

(2) 入札参加申請手続

- ア 申込方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）
- イ 提出期限 令和 2 年 4 月 24 日（金） 正午までとする。
- ウ 提出場所 遠野市総務企画部管財担当

8 入札参加申請者への確認通知

入札参加申請者には、入札参加資格の確認後、入札参加資格の有無を遠野市条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第 4 号。以下「確認結果通知書」という。）により通知する。

（通知予定日 令和 2 年 4 月 27 日（月））

9 入札の方法

- (1) 郵便による入札は、認めない。
 - (2) 入札と同時に工事費内訳書（総括）（別紙4）を提出すること。
 - (3) 工事費内訳書（総括）（別紙4）と入札書の金額が一致しない場合は無効とする。
- 10 質問書の受付及び回答方法
- (1) 設計図書等に対して質問がある場合は、令和2年5月14日（木）正午までに、設計図書等に関する質問書（別紙5）により総務部総務課あて提出すること。
 - (2) 回答は、条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書（別紙6）により遠野市ホームページで令和2年5月18日（月）までに公表する。
- 11 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 5に示した入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 7(1)に掲げる入札参加申請書類に虚偽の記載をした者の入札
 - (3) 入札条件に違反した入札
- 12 契約書作成の要否
- 契約書は、作成する。
- 13 その他
- (1) 本件工事は、遠野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年遠野市条例第170号）第2条の規定により議決を要する契約となることから、落札者と仮契約を締結し、議決後に本契約となるものである。
 - (2) 本件工事は、最低制限価格制度を適用する。
 - (3) 入札参加者は、条件付一般競争入札説明書（別紙1）及び条件付一般競争入札心得（別紙2）を遵守しなければならない。
 - (4) 現場説明は、行わない。
 - (5) 契約締結時までに7(1)に掲げる入札参加申請書類の記載事項に変更が生じた場合は、総務企画部管財担当に遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届（別紙7）を提出するものとする。
 - (6) 提出された書類等は、返却しないものとする。
 - (7) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本工事の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
 - (8) 7(1)に掲げる入札参加申請書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止等措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。
 - (9) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- 14 照会先
- | | | |
|--------------|-----------|------------------------|
| (1) 一般的事項 | 総務企画部管財担当 | [電話0198-62-2111・内線243] |
| (2) 設計に関する事項 | 市民センター文化課 | [電話0198-62-2340・内線335] |